



木材加工用機械 作業主任者の職務

1. 木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮すること。
2. 木材加工用機械及びその安全装置を点検すること。
3. 木材加工用機械及びその安全装置に異常を認めたとときは、直ちに必要な措置をとること。
4. 作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏 名